

R3.12.22 安定・効率輸送協議会(3部会合同会合)

【資料7】

荷主と内航海運との連携強化に向けた取組

① 荷主と内航海運との連携強化に向けた取組

「安定・効率輸送協議会」の活用（提案）

- 取引環境を改善し、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上を進めるためには、内航海運業者の自助努力のみでは限界があり、荷主企業の協力が不可欠
- 荷主業界と内航海運業界との間で、内航輸送の現状や課題・問題点等について情報共有し、その対応策について意見交換する場として、「安定・効率輸送協議会」を活用

- 荷主業界と内航海運業界との連携強化を図るため、令和4年度以降も本協議会を継続的に開催
- 令和4年度以降は、各部会固有の課題等をテーマに意見交換を実施（取り上げるテーマは、今後両業界と相談しながら調整）

※ なお、令和3年度は、内航海運における取引環境改善のためのガイドラインの作成や生産性向上に係る調査事業の進捗状況の共有等を図るため、令和4年2月末～3月頭頃を目処に合同部会を再度開催を予定。

②荷主と内航海運との連携強化に向けた取組

ハイレベルによる対話の実施（提案）

- 船員の働き方改革や内航海運の生産性向上の取組を実行性のあるものにするためには、実務者のみならず経営層（役員クラス）にも内航輸送の現状や法令遵守の必要性等について理解を得ることが必要
- 荷主・内航海運双方の役員クラスの方々と直接対話する機会を醸成

➤ メンバーは、以下を想定。

荷主側：鉄鋼、石油、石油化学及びセメントの各業界団体の物流関係委員会の委員長

内航側：内航総連会長、副会長、理事長

行政側：海事局長、次長、内航課長

※その他、オブザーバー参加者も検討

➤ 令和3年度（令和4年3月）中に初回を開催。

➤ 初回は、海事産業強化法（内航海運業法、船員法等の改正）について共通理解を得るとともに、今後の荷主業界と内航海運業界との協力促進等について意見交換を行う。

➤ 令和4年度以降も定期的（年1回程度）に開催。

（取り上げるテーマ等は、関係団体等と相談しながら調整）